



## もし自動車事故や飲食店等での食中毒事故にあったら健保組合へ連絡を！

### ◆ 保険証は使えます ◆

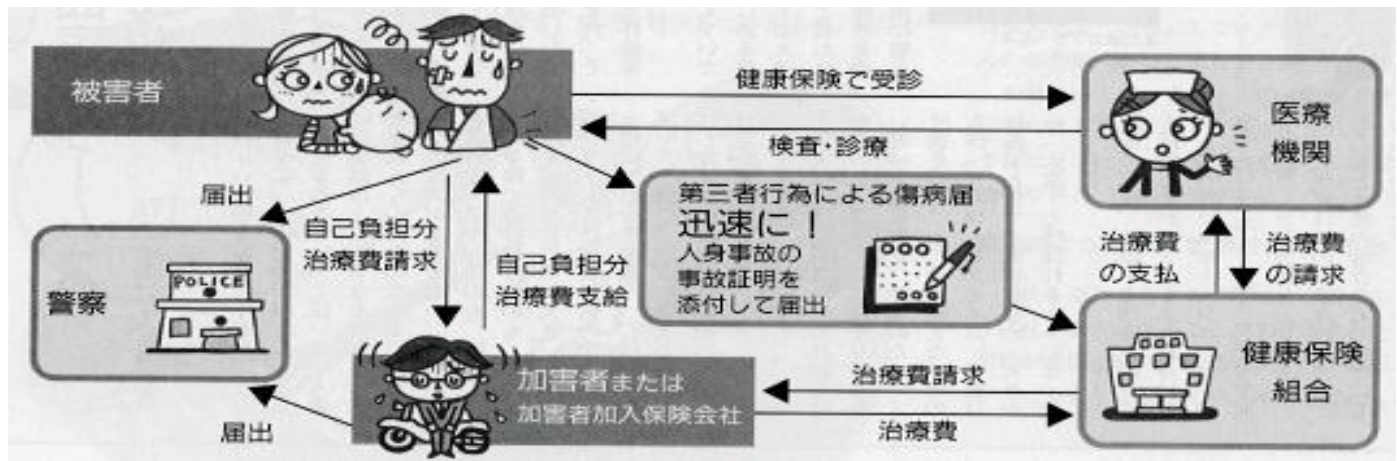
自動車事故や食中毒(※)の被害者になった時、その治療に必要な医療費は本来加害者が負担するのが原則です。しかし、ことは人命にかかわることですので、自動車事故や食中毒でも保険診療（保険証を提示）で診察を受けることができます。これは加害者に支払能力が無かったり、当て逃げなどされた場合自費診療では被害者の負担が大変なため、とりあえず必要な治療については保険診療が認められています。

#### <健康保険で治療する場合>

自動車事故・食中毒などに遭遇してしまった場合は、**健康保険組合に必ずご一報ください**。また、健康保険組合の了承なく事故後の**示談**や**白紙委任状**の受け渡しはしないでください。

（届出なく示談等を先行した場合、健保が給付した7割分の医療費を被保険者に請求する可能性があります）

※交通事故・食中毒・ケンカ・他人の犬に咬まれた・スキー場での衝突、接触なども含みます。



## 仕事中にケガしたときは、医師に「業務中のケガ」であることを伝えよう！

### ◆ 保険証は使えません ◆

業務中・通勤途上でケガをした場合、病院の医師に「業務中・通勤途上のケガ」であることを伝えてください。これで現場の申請は完了です。後は、本社の人事グループに連絡し労災の事務手続きの申請を行ってください。業務中のケガ（労災）であれば本人負担はありませんが、誤って健康保険証を提示してしまうと3割分を自己負担することになります。

※所属長は、労災事故が起きた場合を想定して最寄りの労災指定病院を予め確認しておくことが大切です。